

喜界町社会福祉協議会

特定（介護予防）福祉用具販売運営規程

（事業の目的）

第1条 喜界町社会福祉協議会が実施する指定特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）事業（以下「本事業」という。）は、要介護状態及び要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

（1）指定特定福祉用具販売は、利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行うこと。

（2）常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売すること。

（3）提供する特定福祉用具の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

2 本事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 社会福祉法人喜界町社会福祉協議会福祉用具販売事業所
- 2 所在地 鹿児島県大島郡喜界町赤連2番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1人

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定福祉用具販売事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2 専門相談員 2名以上

専門相談員は、特定福祉用具の販売を行うとともに、利用者に対し、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。

- ・ 特定福祉用具に関する相談援助
- ・ 特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検
- ・ 利用者の身体の状態等に応じた特定福祉用具の選定
- ・ 特定福祉用具の使用方法的指導

3 事務職員 1人（常勤兼務）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の休日は除く。

2 営業時間

午前8時30分から午後5時30分とする。ただし、前各号の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事由があるときは、営業日外又は時間外においてもサービスの提供が出来るものとする。

（指定特定福祉用具販売の提供方法）

第6条 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、事業所は以下のことを遵守するものとする。

- ① 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報等を説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。
 - ② 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、既に認定審査会意見があるときには、それに配慮する。
- 2 事業所は、正当な理由なく指定特定福祉用具の提供を拒まない。

（指定特定福祉用具の品名及び販売費用の額等）

第7条 指定特定福祉用具の品目は以下のとおりとし、品名ごとの販売費用の額は、目録に記載しておくものとする。

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具部分
- ⑦ 固定用スロープ
- ⑧ 歩行器（歩行車を除く）
- ⑨ 単点杖（松葉つえを除く）
- ⑩ 多点杖

※⑦から⑩については、貸与と販売の選択制対象品目

2 法定代理受領サービスたる特定福祉用具販売を提供した場合の品名ごとの販売費用額においては、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額（円未満切り上げ）を徴収する。なお、法定代理受領サービスに該当しない場合、事業者は販売費用全額を徴収する。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定特定福祉用具販売に要した交通費は、その実費を徴収する。

4 第1項から第3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5 事業所が利用者から第1項から第3項の費用の支払いを受けたときは、指定特定福祉用具の品名、販売日、並びに料金を記載した、領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書及び当該特定福祉用具の概要が記載されているパンフレット）を利用者に交付することとする。

（通常の事業の実施区域）

第8条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

喜界町全域

（特定福祉用具の保管）

第9条 衛生的な管理している指定特定福祉用具を提供するとともに、従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は、指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業所は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（利益供与の禁止）

第11条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（秘密保持）

第12条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売に係わる利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、詳しい事情を把握するとともに、従業員全員で検討会議をするなどの対応を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

2 個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

(記録の整備)

第15条 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 事業所は、利用者に対する指定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

- ① 特定福祉用具販売計画及び特定介護予防福祉用具販売計画
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ④ 市町村への通知に係わる記録
- ⑤ 苦情の内容等の記録
- ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修の実施
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者の設置
- ⑤ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを町に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 従業者に身分を証明する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。

3 この規程の概要等、利用(申込)者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。また、第7条第1項の目録は、常時、事業所に備え付けておくものとする。

4 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会(以下、「都道府県等」という。)からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は協議に基づいて定める。

(附 則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年12月21日から施行する。

この規定は、平成25年5月1日から施行する。

この規定は、平成30年10月1日から施行する。

この規定は、平成30年11月1日から施行する。

この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。